

名細中学校いじめ防止基本方針

平成27年3月

川越市立名細中学校

目 次

はじめに

I	基本方針	1
1	いじめに対する基本理念	
2	いじめの定義	
3	いじめの防止	
4	早期発見	
5	いじめに対する措置	
6	重大事態への対処	
7	その他の留意事項	
II	関係機関との連携	7
III	いじめ防止年間計画（別紙）	8

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱としてすえる。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当生徒の力関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (3) 面談や電話連絡、保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、担任は被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、

その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめた生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめられた生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。
 - ・生徒が自殺を企図した
 - ・身体に重大な傷害を負った
 - ・金品等に重大な被害を被った
 - ・精神性の疾患を発症した
 - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
- (2) 重大事態が発生した場合、学校は「事故速報」にて教育委員会へ報告する。（教育委員会は市長へ発生を報告）
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。
 - ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者

と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。

- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ・いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (6) 調査結果については、学校は教育委員会に「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告する。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導部、教育相談部、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校評議員を委員とする。
- ・「校内いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導部、教育相談部、さわやか相談員、スクールカウンセラーを委員とし、情報を共有するとともに組織的な対応を行う。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指

導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員による評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

II 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓発活動「小江戸川越SPEC」
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

(2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携

III いじめ防止年間計画（別紙参照）

名細中学校いじめ防止年間計画

※定期的に実施していくもの
 毎週 実施：生徒指導部会（毎週火曜）教育相談部会（毎週木曜）
 毎月 実施：生徒朝会
 每学期実施：教育相談アンケート→二者面談・保護者または三者実施

実施期間	活動計画 (学：学校 生：生徒会 保：保護者)	活動内容	留意点
4月	学：校内研修 学：名細中ガイダンス 学：学級づくり 保：全校保護者会	<ul style="list-style-type: none"> 学校の指導方針の周知・徹底 いじめ防止に向けた学級づくり いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） いじめ問題に対する学校の方針の説明 	学校におけるいじめの対応方針の確認
5月	保：公開授業・部活動保護者会 学：体験学習(全校遠足) 学：第1回生活アンケート調査 生：二者面談 学：校内研修 保：保護者面談 生：ゴミゼロ運動	<ul style="list-style-type: none"> 生徒保護者に向け、部活動内での協力、思いやりの重要性を認識 いじめに関する実態把握 学校の指導方針の確認 個々の生徒の情報交換と対応の検討 いじめ問題に関する学校の情報提供 	保護者の理解を得る いじめの実態を把握する
6月	学：学校総合体育大会 保：保護者面談 学：小中授業交流会 学：人権作文、人権標語	<ul style="list-style-type: none"> 様々な競技を通し、生徒間の協力、思いやりを養う 社会科、学年学活の授業で人権感覚を養う 生徒会作成のアンケートの実施とそれに関連した取組 	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
7月	学：第1回小中連絡協議会 保：青少年健全育成連絡協議会 保：全校保護者会 生：引っこ抜き隊 学：林間学校(1年)	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態の把握、生徒の変容の確認 いじめの情報提供と実態の確認、民生児童員との意見交換 地域との連携、今後の取り組みについての話し合い 事前のアンケート実施 集団行動を通し責任感や自己肯定感を養う 	地域の理解を得る
8月	学：校内研修 学：小中合同研修会 学：校内整備 学：部活動の指導 保：学校保健委員会	<ul style="list-style-type: none"> いじめの把握、初期対応 校種間連携、いじめをなくす為の取組 保護者からの意見聴取 練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う 	小中間の連携した取組を確認する
9月	学：体育祭 学：新人体育大会 学：第2回生活アンケート調査 学：全校二者面談 学：校内研修	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み後のいじめに関する実態把握 アンケート調査の内容の確認 アンケート及び二者面談で把握したいじめ問題への対応について教員間で情報交換を行う 	いじめの実態を把握する
10月	学：合唱コンクール 生：生徒会本部役員選挙 学：校内ロードレース大会	<ul style="list-style-type: none"> 練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う 子どもたちの手で、いじめのない学校づくりの推進を行う 練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う 	子ども自身の力で、いじめのない
11月	学：人権週間 学・保：全校三者面談 生：いじめ撲滅キャンペーン 学：オープンスクール 学：ふれあい講演会	<ul style="list-style-type: none"> 道徳：各学年共通の資料による指導 学級活動：各学年の共通の題材による指導 いじめに関する実態把握 スローガンの募集と掲示による生徒の意識高揚 中学校の様子を知ること、小学生の意識を高めさせる 	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
12月	学：3年三者面談 保：1,2年保護者会 学：部活動の指導	<ul style="list-style-type: none"> 進路を意識させ、自己実現する力を養う 保護者からの情報や意見の聴取 練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う 	いじめの実態を把握する
1月	学：校内研修 学：第3回生活アンケート調査 保：2学年保護者会	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、地域との連携を図る取組について 冬休み後のいじめに関する実態把握 保護者からの情報や意見の聴取 	教員の資質向上
2月	学：修学旅行(2年) 学：職場体験学習(1年) 学：新入生保護者会 学：小中授業交流会	<ul style="list-style-type: none"> 班、学級、学年内の協力思いやりを養う 参加生徒同士の協力・職場内での協力の大切さ 保護者からの情報や意見聴取(アンケート実施) 小学校との連携を密に行い、情報交換を行う。 	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
3月	学：第2回小中連絡協議会 学：校内研修 保：1、2学年保護者会	<ul style="list-style-type: none"> 小中連携による情報交換 次年度に向けての取組の検証 次年度の学級編成等での配慮 	次年度に向けての準備